

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	行政評価制度創設		項目番号	3 -
改革方針	市民本位の効率的で質の高い行政、市民の視点に立った成果重視の行政を実現するため、行政活動の成果や効率性を数値化して評価する「行政評価制度」を導入する。計画（Plan）実施（Do）評価（Check）改善（Action）のサイクルを行政活動に組み入れ、行政の意思決定から評価・改善に至る過程を明確にする。施策・事業単位で内部評価及び市民評価、結果を公表する体制等を整え、行政への市民の参加と透明性の確保を行う。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			策定中の新しい総合計画とリンクした行政評価制度を導入し、その結果を次の政策立案等に活かすとともに、市民に対する説明責任を果たす。	
		期日	平成15年10月	
所管部・室	行政改革評価室 企画財政部 総合企画室	所管室長名	山本 順仁 小島 敏孝	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 従来から、主要な事務事業については、毎年度予算編成前及び編成後に様々な観点から内部での事前・事後評価を実施し、長期総合計画推進、予算編成等に連携させるシステムを運用してきた。 ・限られた時期での取り組みのため、定着したPDCAのサイクルが構築しきれていない。 結果や成果についての分析が弱い 結果を検証し次のプランに活かしていくことが不十分 ・事務事業レベルの評価にとどまり、政策、施策といった上位目的の評価につながる体系的な部分が弱い。 ・内部評価が中心であるため、客観性に欠ける。 ・評価に対する市民参加のシステムが確立されていない。</p> <p>〔問題点〕 ・新たな行財政需要が増大する一方、厳しい財政状況の中、行政評価制度の導入により効果的な政策・事業をより一層厳しく取捨選択し、効率的な行財政運営を行う必要がある。 ・「Value for Money」（有効なお金 税金の使いがい）の考え方に即し、市民の目線で評価された評価結果を市民に分かりやすい形で公開し、市民の市政に対する関心や理解を深めるとともに、市民満足度を上げる行政を行う必要がある。</p>			
改革の具体的内容	<p>平成16年度を初年度とする新しい総合計画の策定にあわせ、総合計画とリンクした行政評価制度を導入する。</p> <p>行政評価制度導入の目的・目標 ・施策・事業を評価することにより、資源の適正な配分を行う。 ・施策・事業の目的の明確化と成果指標による事業管理を行う。 ・政策・施策における成果の数値目標を設定し、進行管理を行う。 ・市民への事業目的・成果についての説明責任を果たす。 ・目標管理制度と連携したマネジメント機能の向上を図る。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年度	15	16	17	18	
年度別計画	内容	(6月) 評価制度構築の推進体制整備 行政評価制度の考え方を構築 (7月～9月) 庁内検討・市民会議、議会審議 事前学習会の開催・意見収集 (10月～11月) 職員研修 評価体系図策定 評価制度の確立・試行開始 (12月) 評価シート作成 (1月～) 制度本格導入に向けた課題整理・対応策検討 16年度評価対象施策の調整・決定 評価シート作成	行政評価制度導入・運用 (4月～5月) 体系図の作成、施策目標・指標設定・事務事業の状況等記入 (5月～6月) 市民満足度調査実施 (7月～8月) 市長ヒアリング等の実施 (9月) 施策評価シート(中間評価)の作成 (3月～) 施策評価シート(事後評価)の作成 (通年・随時) 事業評価連携検討 目標管理制度、予算編成との連携検討 職員研修等実施	行政評価制度の運用・見直し 評価結果の公表	行政評価制度の運用・見直し 評価結果の公表
	目標(数値等)	総合計画の施策体系にリンクした成果指標の設定 評価制度の試行	評価シートの作成、目的目標の明確化 評価結果分析・活用、事業の見直し	目標管理制度、予算編成との連携 市民満足度調査、外部評価体制検討構築	目標管理制度、予算編成との連携 市民満足度調査、外部評価体制検討構築
	経費節減額(千円)		事務事業見直しによる経費節減効果	事務事業見直しによる経費節減効果	事務事業見直しによる経費節減効果
計画に対する成果	内容	(～6月) 行政評価制度の考え方を構築 (7月～9月) 評価制度構築の推進体制整備 庁内検討・市民会議、議会審議 事前学習会の開催・意見収集 (10月) 部長・室長研修会開催 評価制度試行開始 (11月) 試行にかかる評価体系図策定 (2月～3月) 制度本格導入に向けた課題整理・対応策検討			
	目標(数値等)	評価制度の構築 試行は実施できず			
	経費節減額(千円)				

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	目標管理制度の導入		項目番号	3 -
改革方針	<p>日常の事務、業務について、達成目標、期日等を明らかにし、業務実績、意欲の向上等を図るため、目標管理制度を導入する。効率的に業務を遂行し、限られた人材の有効活用を図る。</p>	<p>理念 目標</p>	<p>協働 効率 自立</p> <p>目的指向型のマネジメント機能の強化を図り、政策形成機能の強化、戦略的な施策展開、職員の意欲の向上を図るなど、進取・創造的な職場風土を形成する。</p>	<p>期日 平成17年3月</p>
所管部・室	<p>行政改革評価室 企画財政部 総合企画室</p>	所管室長名	<p>山本 順仁 小島 敏孝</p>	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 これまで主要事務事業推進計画等により各種の施策展開が図られてきたが事業レベルの計画であり、趣旨も十分理解されていないことから、一部の職場を除き、明確なマネジメント・システムが機能していない状況である。（市立病院看護部では既に目標管理が実施されている。） 若手・中堅職員の意欲や能力が発揮できにくい状況を改善するため、室制度が導入されたが、マネジメントの理論やスキルが職員に十分理解されておらず、大きな改善につながっていないケースもみられる。</p> <p>〔問題点〕 成果を重視する行政運営を行うために、行政評価制度の導入が予定されているが、このためにも目標管理制度を導入し、マネジメント機能の向上を図る必要がある。 組織のフラット化とあわせて、職員の意欲を高め、権限と責任を持って職務を遂行するためには、新しいマネジメントの手法の導入や職員研修の充実を図る必要がある。</p>			
改革の具体的内容	<p><重点目標の明確化> 部・室の中長期的な課題・目標の明確化 部・室の重点目標及び施策展開方針の明確化 （改革目標、市民サービスの向上等の項目を含める） 職員の個人目標の設定</p> <p><マネジメントサイクルの明確化：評価の重視> 実施過程でのコミュニケーションの充実 評価の実施と課題、改善への取り組みの強化</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	制度設計 目標管理の解説書 (手引き)作成 (10月)	職員研修 <u>制度の試行</u> <u>(4月~)</u> 制度の本格実施 (10月)	制度の改善・実 施 対象職員の拡大 (保育士・保健 師等) 職員研修	制度の改善・実 施 職員研修
	目 標 (数値等)	職員の目標管理制 度理解を深める	制度の本格実施 行政評価制度との 連携確保	制度の充実 効果測定	制度の充実 効果測定
	経費節減額 (千円)	-	-		
計画に 対する 成 果	内 容	制度設計 目標管理の解説書 (手引き)作成 (3月)			
	目 標 (数値等)				
	経費節減額 (千円)	-			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

改革項目	<u>監査制度の充実（外部監査）</u>		項目番号	3 -
改革方針	<p><u>ガラス張り市政の推進と、市政に対する信頼を更に向上させるため、現行の監査委員とは別に、市民の中から有識者を募り、外部監査制度に適合する新たな監査の仕組みを設けることにより、より監視機能を強化する。</u></p>	<p>理念 目標</p>	<p>協働 効率 自立</p>	<p>行政の組織に属さない外部の専門化が監査を行なうことにより、既存の監査委員と相まって監査機能を強化し、行財政運営の一層の適正化、効率化を図る。</p>
所管部・室	総務部 庶務法制室	所管室長名	田中 実	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 学識経験者1名、議会代表者1名の2名の監査委員により、予算の執行及び決算が適正に処理されているかどうか、不正や瑕疵がないかどうかの観点から監査が実施されている。</p> <p><u>〔市民と監査について〕</u> <u>監査委員の資格については、公金の支出に対し豊富な経験と高度な専門的知識を求められることから、現行の法制度において、専門知識を有しない一般市民が直接監査に加わることは出来ないこととなっている。しかしながら、市民の権利として住民監査請求（地方自治法第242条）により、違法もしくは不当な公金支出が認められる場合、監査委員に監査を求めることとなっている。</u> <u>なお、地方分権時代の到来とともに、自治体の自主性や自立性の強化と、透明性や効率性の向上を図るため、市民による予算執行の適正化要求に基づき、平成9年に外部監査制度ができた。</u></p> <p>〔問題点〕 現状の監査体制のほか、専門性、独自性をより一層充実させる制度として、平成9年の自治法改正により外部監査制度（地方自治法第252条の27）が整備された。しかしながら、市が任命した監査委員のほかに外部監査を導入することによる財政的負担（人件費）が大きいことが懸念される。</p>			
改革の具体的内容	<p><u>〔外部監査制度の導入〕</u> <u>外部監査制度の導入に係る財政的負担を軽減できる方途として、市民の中から外部監査人に適合する有識者（弁護士・公認会計士・監査事務経験者・税理士）をボランティアとして募り、市と監査契約により監査を実施する。</u></p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表 <平成16年5月25日>

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	(短期的) 監査委員と外部監 査人の機能分担、 制度の導入費用等 について検討(9 月)方針の決定 (3月)	(短期的実施) <u>外部監査制度の導 入に係る外部監査 員選任手続きの検 討。</u> <u>条例制定の検討</u>	(長期的実施) 外部監査制度の 実施	(長期的実施) 外部監査制度の 実施
	目 標 (数値等)	方針の決定	外部監査制度の導 入に係る条例の制 定等	外部監査人の選 任及び監査の実 施	外部監査人の選 任及び監査の実 施
	経費節減額 (千円)				
計画に 対する 成 果	内 容				
	目 標 (数値等)				
	経費節減額 (千円)				